

懲戒処分の指針

三重県教育委員会

第1 基本事項

1 趣旨

本指針は、懲戒処分の代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものであり、県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関に勤務する職員、県立学校に勤務する教職員並びに市町（学校組合を含む。）立学校に勤務する県費負担教職員（以下「教職員等」という。）に適用するものである。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断するものとする。

2 処分量定の決定

具体的な処分量定の決定に当たっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果の程度
- ② 故意又は過失の程度
- ③ 非違行為を行った教職員等の職責の程度、その職責と非違行為との関係の評価
- ④ 児童生徒、保護者、他の教職員等及び社会に与えた影響の程度
- ⑤ 過去の非違行為歴

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。

3 処分量定の加重又は軽減

次のような場合、個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分量定以外とすることもあり得る。

(1) 標準例の処分量定より重くすることが考えられる場合

- ① 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- ② 非違行為を行った教職員等が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- ③ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- ④ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- ⑤ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

(2) 標準例の処分量定より軽くすることが考えられる場合

- ① 教職員等が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- ② 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

第2 標準例

1 一般服務關係

(1) 欠勤

- ① 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた教職員等は、減給又は戒告とする。
- ② 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた教職員等は、停職又は減給とする。
- ③ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた教職員等は、免職又は停職とする。

(2) 遅刻・早退

正当な理由なく勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた教職員等は、戒告とする。

(3) 休暇の虚偽請求

病気休暇又は特別休暇等について虚偽の請求をした教職員等は、減給又は戒告とする。

(4) 勤務態度不良

勤務時間中に職場からの離脱等により職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた教職員等は、減給又は戒告とする。

(5) 職場内秩序を乱す行為

- ① 他の教職員等に対する暴行により職場の秩序を乱した教職員等は、停職又は減給とする。
- ② 他の教職員等に対する暴言により職場の秩序を乱した教職員等は、減給又は戒告とする。

(6) 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った教職員等は、減給又は戒告とする。

(7) 営利企業等への無許可従事

営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの営利企業等の従事を行った教職員等は、減給又は戒告とする。

(8) 違法な職員団体活動

- ① 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は県あるいは市町の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした教職員等は、減給又は戒告とする。
- ② 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった教職員等は、免職又は停職とする。

(9) 入札談合等に関与する行為

県教育委員会等が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った教職員等は、免職又は停職とする。

(10) 政治的目的を有する文書の配布

政治的目的を有する文書を配布した教職員等は、戒告とする。

(11) 秘密漏えい

- ① 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員等は、免職又は停職とする。
- ② ①の場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした教職員等は、免職とする。
- ③ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員等は、停職、減給又は戒告とする。

(12) 個人の秘密情報の目的外収集

その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が

記録された文書等を収集した教職員等は、減給又は戒告とする。

(13) 個人情報情報の紛失、盗難

個人情報を持ち出し、著しく注意義務を怠って紛失し、又は盗難にあった教職員等は減給又は戒告とする。

(14) 公文書の不適正な取扱い

- ① 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した場合は免職又は停職とする。
- ② 決裁文書を改ざんした場合は免職又は停職とする。
- ③ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合は停職、減給又は戒告とする。

(15) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の教職員等を不快にさせる職場外における性的な言動）

- ① 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職務上の立場を利用して強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした教職員等は、免職又は停職とする。
- ② 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メール等の送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した教職員等は、停職又は減給とする。この場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該教職員等は免職又は停職とする。
- ③ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った教職員等は、減給又は戒告とする。

(16) パワー・ハラスメント（職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、教職員等に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、教職員等の人格若しくは尊厳を害し、又は教職員等の勤務環境を害することとなるようなもの）

- ① パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた教職員等は、停職、減給又は戒告とする。
- ② パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した教職員等は、停職又は減給とする。
- ③ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員等は、免職、停職又は減給とする。

(17) 不適切事務処理

故意又は重大な過失によって不適切な事務処理をしたことにより、公務の運営に重大な支障を与え、又は県民等に重大な損害を与えた教職員等は、免職、停職、減給又は戒告とする。

2 公の財産取扱い関係

(1) 横領・窃取・詐取

公金又は公の物品（以下「公金等」という。）を横領し、窃取し又は人を欺いて公金等を交付させた教職員等は、免職とする。

(2) 紛失

公金等を紛失した教職員等は、戒告とする。

(3) 盗難

重大な過失により公金等の盗難に遭った教職員等は、戒告とする。

(4) 損壊

故意に職場において財産を損壊した教職員等は、減給又は戒告とする。

- (5) 失火等
過失により職場において出火、爆発等を引き起こした教職員等は、戒告とする。
- (6) 給与等の違法支払・不適正受給
故意に法令に違反して給与等を不正に支給した教職員等及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして給与等を不正に受給した教職員等は、減給又は戒告とする。
- (7) 公金等処理不適正
自己保管中の公金の流用等公金等の不適正な処理をした教職員等は、減給又は戒告とする。
- (8) コンピュータの不適正使用
職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた教職員等は、減給又は戒告とする。

3 公務外非行関係

- (1) 放火・殺人
放火をし、又は人を殺した教職員等は、免職とする。
- (2) 傷害・暴行・けんか
 - ① 人の身体を傷害した教職員等は、免職、停職又は減給とする。
 - ② 暴行を加え、又はけんかをした教職員等が人を傷害するに至らなかったときは、減給又は戒告とする。
- (3) 器物損壊
故意に他人の物を損壊した教職員等は、減給又は戒告とする。
- (4) 横領
 - ① 自己の占有する他人の物を横領した教職員等は、免職又は停職とする。
 - ② 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した教職員等は、減給又は戒告とする。
- (5) 窃盗・強盗
 - ① 他人の財物を窃取した教職員等は、免職又は停職とする。
 - ② 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した教職員等は、免職とする。
- (6) 詐欺・恐喝
人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた教職員等は、免職又は停職とする。
- (7) 賭博
賭博をした教職員等は、減給又は戒告とする。特に、常習として賭博をした教職員等は、免職又は停職とする。
- (8) 麻薬等の所持等
麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした教職員等は、免職とする。
- (9) 酩酊による粗野な言動等
酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした教職員等は、減給又は戒告とする。
- (10) わいせつ行為（4に掲げるものを除く。）
不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当たる行為、わいせつ目的をもって体に触ること等のわいせつ行為をした教職員等は、免職、停職又は減給とする。

4 児童生徒等に対する非違行為関係

(1) 児童生徒性暴力等

- ① 次に掲げる行為をした教職員等は、免職とする。
 - (ア) 児童生徒等に性交等を行うこと又は児童生徒等をして性交等をさせること。
 - (イ) 児童生徒等にわいせつな行為を行うこと又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（上記(ア)に掲げるものを除く。）。
 - (ウ) 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為を行うこと（上記(ア)(イ)に掲げるものを除く。）。
 - (エ) 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であつて児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものを行うこと又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（上記(ア)から(ウ)に掲げるものを除く。）。
 - a 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること。
 - b 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
- ② 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であつて、児童生徒等の心身に有害な影響を与える行為をした教職員等は、免職、停職、減給又は戒告とする。（上記①の(ア)から(エ)に掲げるものを除く。）。

注1 「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童又は生徒並びに18歳未満の者をいう。

注2 児童生徒性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無は問わない。また、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。

注3 「性的羞恥心を害する言動」とは、児童生徒等を不快にさせる性的な言動が該当し得る。

(2) 体罰・不適切な言動

- ① 児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせる体罰をした教職員等は、免職又は停職とする。
- ② 児童生徒に上記①以外の体罰をした教職員等は、停職、減給又は戒告とする。
- ③ 児童生徒に著しい精神的な苦痛を与え、かつ態様が特に悪質で繰り返し不適切な言動を行った教職員等は、免職又は停職とする。
- ④ 児童生徒に著しい精神的な苦痛を与える不適切な言動を行った教職員等は、停職、減給又は戒告とする。

5 監督責任関係

(1) 指導監督不適正

部下教職員等が懲戒処分を受けた場合で、管理監督者としての指導監督に著しく適正を欠いていた教職員等は、停職、減給又は戒告とする。

(2) 非行の隠ぺい等

部下教職員等の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した教職員等は、停職又は減給とする。

第3 適用期日

- 1 この指針は、平成19年10月1日から適用する。
- 2 この指針は、平成22年12月24日から適用する。

なお、飲酒運転・交通事故等に関する懲戒処分については、本指針にかかわらず、「職員による飲酒運転・交通事故等に対する懲戒処分の基準について（平成22年12月24日付け教育長通知）」によるものとする。

- 3 この指針は、平成29年11月8日から適用する。
- 4 この指針は、令和元年5月9日から適用する。
- 5 この指針は、令和2年9月15日から適用する。
- 6 この指針は、令和5年9月4日から適用する。
- 7 この指針は、令和6年7月4日から適用する。

懲戒処分に係る標準的な処分量定一覧

三重県教育委員会
令和6年7月4日

事 由		免職	停職	減給	戒告
1 一 般 服 務 関 係	(1)欠勤(正当な理由がない場合)				
	① 10日以内			○	○
	② 11日以上20日以内		○	○	
	③ 21日以上	○	○		
	(2)遅刻・早退(正当な理由がない場合)				○
	(3)休暇の虚偽請求			○	○
	(4)勤務態度不良(公務運営に支障を生じさせた場合)			○	○
	(5)職場内秩序を乱す行為				
	① 暴行		○	○	
	② 暴言			○	○
	(6)虚偽報告			○	○
	(7)営利企業等への無許可従事			○	○
	(8)違法な職員団体活動				
	① 同盟罷業、怠業その他の争議行為			○	○
	② 争議行為の企て、共謀、そそのかし、あおり	○	○		
	(9)入札談合等に関与する行為	○	○		
	(10)政治的目的を有する文書の配布				○
	(11)秘密漏えい(公務運営に重大な支障を生じさせた場合)				
	① 故意の秘密漏えい	○	○		
	② ①のうち、自己の不正な利益を図る目的	○			
	③ 情報セキュリティ対策のけ怠による秘密漏えい		○	○	○
	(12)個人の秘密情報の目的外収集			○	○
	(13)個人情報の紛失、盗難			○	○
	(14)公文書の不適正な取扱い				
	① 公文書偽造し、変造し、虚偽公文書作成、毀棄	○	○		
	② 決裁文書の改ざん	○	○		
	③ 公文書の改ざん、紛失、誤廃棄、その他(公務運営に重大な支障を生じさせた場合)		○	○	○
	(15)セクシュアル・ハラスメント(他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の教職員等を不快にさせる職場外における性的な言動)				
	① 強制わいせつ、職務上の立場利用による性的関係・わいせつな行為	○	○		
	② 意に反することを認識の上での性的な言動の繰り返し		○	○	
	執拗な繰り返しにより強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患	○	○		
	③ 意に反することを認識の上での性的な言動			○	○

懲戒処分に係る標準的な処分量定一覧

三重県教育委員会
令和6年7月4日

事 由		免職	停職	減給	戒告
	(16)パワー・ハラスメント(職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、教職員等に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、教職員等の人格若しくは尊厳を害し、又は教職員等の勤務環境を害することとなるようなもの)				
	① 著しい精神的又は身体的な苦痛を与えたもの		○	○	○
	② 指導、注意等を受けたにもかかわらず、繰り返したもの		○	○	
	③ 強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させたもの	○	○	○	
	(17)不適切事務処理 (公務運営に重大な支障を与え、又は県民等に重大な損害を与えた場合)	○	○	○	○
2 公 の 財 産 取 り 扱 い 関 係	(1)横領・窃取・詐取	○			
	(2)紛失				○
	(3)盗難(重過失による場合)				○
	(4)損壊(故意による場合)			○	○
	(5)失火等(過失による場合)				○
	(6)違法支払・不適正受給(故意による場合)			○	○
	(7)公金等処理不適正			○	○
	(8)コンピュータの不適正使用(公務運営に支障を生じさせた場合)			○	○

懲戒処分に係る標準的な処分量定一覧

三重県教育委員会
令和6年7月4日

事 由		免職	停職	減給	戒告
3 公務外 非行関係	(1)放火・殺人	○			
	(2)傷害・暴行・けんか				
	① 傷害	○	○	○	
	② 暴行・けんか			○	○
	(3)器物損壊(故意による場合)			○	○
	(4)横領				
	① 横領	○	○		
	② 遺失物等横領			○	○
	(5)窃盗・強盗				
	① 窃盗	○	○		
	② 強盗	○			
	(6)詐欺・恐喝	○	○		
	(7)賭博				
	賭博			○	○
	常習賭博	○	○		
4 児童生徒等 に対する 非違行為	(8)麻薬等の所持等	○			
	(9)酩酊による粗野な言動等			○	○
	(10)わいせつ行為(4に掲げるものを除く。)	○	○	○	
	(1)児童生徒性暴力等				
	①(ア) 児童生徒等に性交等をする事、させること	○			
	(イ) 児童生徒等にわいせつな行為をする事、させること	○			
	(ウ) 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノ法又は性的姿態撮影等処罰法違反	○			
	(エ) 児童生徒等に対する、痴漢行為又は盗撮行為	○			
	② 児童生徒等に対する、性的羞恥心を害する言動	○	○	○	○
	(2)体罰・不適切な言動				
5 監督責任	① 児童生徒が死亡又は重大な後遺症を残す傷害を負わせる体罰をした場合	○	○		
	② ①以外の体罰をした場合		○	○	○
	③ 児童生徒に著しい精神的な苦痛を与え、かつ態様が特に悪質で繰り返し不適切な言動を行った場合	○	○		
	④ 児童生徒に著しい精神的な苦痛を与える不適切な言動を行った場合		○	○	○
	(1)指導監督不適正		○	○	○
	(2)非行の隠ぺい等		○	○	